

西伊豆町中学校就学準備給付金支給要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育てに要する保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもが中学校に入学する際に町が保護者に支給する就学準備給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。

(2) 保護者 子どもに対して親権を行う者、後見人その他の子どもを監護する者をいう。

(支給対象者)

第 3 条 町長は、1 月 1 日現在において次に掲げる要件を全て満たす者（以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

(1) 翌年度に町内の中学校への入学を予定している児童の保護者であること。

(2) 町内に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記載されていること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、中学校に在籍する子どもの保護者であって該当年度中に本町へ転入した者（前項第 2 号及び第 3 号の要件を満たす者に限る。）について、支給対象者とみなし、給付金を支給することができる。

(支給の額)

第 4 条 給付金の額は、対象児童 1 人につき 3 万円とする。

(支給の申請等)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に西伊豆町中学校就学準備給付金支給申請書兼振込依

頼書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（支給の決定等）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、西伊豆町中学校就学準備給付金（支給・不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に際して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出又は提示を求めることができる。

（支給）

第7条 町長は、前条の規定により支給を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

2 給付金は、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込むことにより支給する。

（支給の取消し等）

第8条 町長は、給付金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けていることが判明したときは、当該支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度に中学校へ入学する児童に係る給付金から適用する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

西伊豆町中学校就学準備給付金支給申請書兼振込依頼書

年 月 日

西伊豆町長 様

申請者（保護者）住 所
氏 名

㊞

西伊豆町中学校就学準備給付金の支給を受けたいので、申請します。
なお、審査に必要な情報について、担当職員が確認することに同意します。

対象児童	(フリガナ)
	(氏 名)
生年月日	年 月 日

西伊豆町中学校就学準備給付金を請求しますので、下記の口座に振り込みをお願いします。

振込先口座：

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

(注) 申請者（保護者）と口座名義人は同一であること。

第 号
年 月 日

様

西伊豆町長



西伊豆町中学校就学準備給付金（支給・不支給）決定通知書

年 月 日付で申請のありました西伊豆町中学校就学準備給付金については、下記のとおり決定しましたので、西伊豆町中学校就学準備給付金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付の内容	支給する ・ 支給しない
2 対象児童	(フリガナ)
	(氏名)
3 支給金額	円
4 支給年月日	年 月 日
5 支給方法	
6 支給しない理由	

※この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に西伊豆町長に対して審査請求をすることができます。